

■名古屋銀行キャッシュカード規定■

1. カードの利用

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)、および貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これを「カード」といいます。)、は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行のオンライン現金自動入金共同利用提携金融機関等(以下「入金提携先」といいます。))の現金自動預金機(現金自動入金兼用機。以下「預金機」といいます。))を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これを「預金」といいます。))に預入れる場合
- ② 当行および当行のオンライン現金自動出金共同利用提携金融機関等(以下「出金提携先」といいます。))の現金自動支払機(現金自動入金兼用機。以下「支払機」といいます。))を使用して預金を払戻す場合
- ③ 当行および当行のオンライン自動機振込共同利用提携金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。))の自動振込機(振込を行うことができる現金自動入金兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。))を使用して預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合
- ④ その他当行が定めた取引を行う場合、ただし、①～④のいずれの場合も、別段の定めをしたものを除き、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先での法人・団体向けカードの利用はできません。

2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機で預入れを行うときは、預金機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは預金機の機種により当行または入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行(出金提携先の支払機使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行(提携先の支払機使用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しについては、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 当行および出金提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記第5条(1)の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。))を超えるときは、その払戻しはできません。

4. 振込機による振込

振込機を使用して預金を払戻しの際振込を依頼する場合には、振込機にカードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して、払戻し等当行の指定する取引を行った場合は、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先の所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。))を申し受けます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ、払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、当該当行が指定した取引を行った預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先の自動機利用手数料は、当行から当該提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を振込資金の預金口座の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。))による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り当行本支店の窓口でカードにより預金を預入れることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口ではこの取扱いをしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前記(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。)、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽

造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。))前日以後に生じた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。))を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。))から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。))によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあつた場合

12. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があつた場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の当行および提携先またはカード振込提携先の責任についても同様とします。

15. カード使用不能時の取扱い

- (1) カードの磁気情報の破壊、およびカードの暗証番号を複数回間違えて使用したこと等によりカードが使用できなくなった場合は、13条の規定に準じてすみやかにカードの再発行を申し出てください。
- (2) カードが使用できなくなったことにより損害が生じても当行は責任を負いません。

16. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおとわります。この場合、当行からの請求がありし直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第18条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17. 残高照会

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して残高を照会するときは、預金機、支払機または振込機にカードを挿入し、届出の暗証を操作手順に従って操作してください。
- (2) プッシュホンを使用して残高を照会するときは、届出の暗証、科目・口座番号等を操作手順に従って操作してください。
- (3) プッシュホンによる残高照会では、代理人カードの暗証は使用できません。

18. 譲渡、買入れ等の禁止

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

19. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金

規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

20. 規定の適用除外

法人・団体向けカードは、第 10 条及び第 11 条の規定の適用除外となります。

21. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020 年 4 月 1 日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109または03-5252-3772

1-04-01